資　料

1

コンプライアンス推進の取り組み状況について

１．島根原子力発電所点検不備を踏まえた取り組み状況について

（１）地域対応状況

戸別訪問	・６月４日・５日に鹿島町内約 2,200 戸，６月９日・１０日に島根町内約 1,200 戸を対象に実施。島根原子力発電所・建設所，島根原子力本部，本社の役員・社員延べ 173 人が訪問し，点検不備に関するお詫び，再発防止対策を含む国への最終報告および説明会の開催についてお知らせ。 ・８月３０日～９月１７日，鹿島町・島根町・橋北地区の約 34,200 戸を対象に実施。島根原子力発電所・建設所，島根原子力本部をはじめ，松江営業所，出雲電力所，支社，本社等の社員延べ 530 人が訪問し，改めて地元の皆さまへ再発防止対策の実施状況等を説明。
ダイレクトメール	・６月１６日～１８日，点検不備に関するお詫びと当社の取り組みを記載し，松江市全域約 86,500 戸を対象に発送。 ・９月１５日，再発防止対策の実施状況等を記載し，美保関町・八束町・橋南地区・八雲町・玉湯町・宍道町約 42,500 戸を対象に発送予定。
住民説明会	・５月２３日，島根県・松江市主催の説明会に役員他が出席し，参加いただいた約 180 名の地元の皆さまに，点検不備に係る調査報告書（中間）について説明。 ・６月１２日～２０日，当社主催の説明会を松江市４箇所において開催。社長他が出席し，参加いただいた約 270 名の地元の皆さまに，点検不備の原因や再発防止対策等について直接説明。
チラシ配布	８月２５日・２６日，松江市２箇所において実施。 島根原子力発電所長・建設所長，島根原子力本部長他が再発防止対策実施状況をお知らせする内容のチラシを配布。
講演会	８月２８日，松江市において，今回の点検不備を踏まえた弁護士郷原信郎氏による講演会を開催。 （演題）「思考停止社会とコンプライアンス ～島根原子力発電所点検不備問題から何を学ぶか～」

（２）機器点検状況等

◆点検時期を超過していた機器の健全性確認

・２号機１６２機器の全てについて健全性の確認を終了。（７月２７日）

・１号機については，３４９機器中１１６機器につき，健全性を確認。（８月２９日時点）

◆原子炉施設保安規定変更命令への対応

今回の点検不備に対する保安規定の変更命令に対応し，８月５日に経済産業大臣へ変更の認可申請を行い，９月６日に認可を受けた。

（主な変更内容）

・各保守管理業務に関する責任者やＱＭＳ文書名を具体的に記載。

・保全計画（点検計画，点検計画表等）を継続的に見直すことを明記。

・業務運営の仕組みを強化するために設置した「原子力部門戦略会議」「原子力安全情報検討会」等について，その役割や実施内容を明記。

・不適合管理に関する責任者の役割ならびに不適合と思われる情報すべてについて新設する「不適合判定検討会」の対象とすることを明記。

・安全文化の醸成に向けて設置した「原子力強化プロジェクト」「原子力安全文化有識者会議」について，その役割や実施内容を明記。

（３）再発防止対策の主な実施状況

別紙のとおり

島根原子力発電所　点検不備に係る再発防止対策の主な実施状況

直接的な原因に対する再発防止対策等

点検計画表不備への対応

点検計画表の修正

・今回の調査において判明した点検計画表の不整合箇所は修正を完了（6 月末）。

・島根原子力発電所 2 号機第 16 回定期検査（現在実施中），1 号機第 29 回定期検査（次回検査）については，修正した点検計画表を基に点検を実施。

業務手順の改善・明確化，手順書の見直し

■点検計画の作成・変更，工事仕様書の作成に関する手順書の見直しなど，点検不備に至った業務手順の改善・明確化の実施。

【主な対策】
・「点検計画作成・運用手順書」の見直し
・「工事業務管理手順書」の見直し
・部品仕様に関する図書の整備　　等

・16 施策ある直接原因に係る再発防止対策は全て完了（7 月末）。

その他の取り組み

点検計画表の継続的見直し

■点検計画表における点検方法，点検頻度等について，機器の安全重要度，劣化要因を考慮し，科学的に，より妥当性の高い内容に継続的に見直していく。

保守管理活動全体を管理する「統合型保全システム(ＥＡＭ)」の活用

■現在開発中のＥＡＭにより，紙ベースで管理している膨大なデータをシステムで管理する。

■「原子力強化プロジェクト」は，発電所と連携して業務プロセスの改善による更なる業務処理の正確性および効率性向上を検討，実施していく。

○　点検計画表の継続的改善への取り組み
・点検計画表における点検方法，点検頻度等の継続的見直しを検討するワーキンググループを結成（7/27）し，活動中。

根本的な原因に対する再発防止対策

根本的な原因

不適合管理

不適合管理を適切，確実に行うための仕組みが不足していた。

マネジメント

規制要求事項の変更に速やかに対応してマネジメントできる仕組みが十分でなく適切な対応ができなかった。

組織・風土

「報告する文化」，「常に問いかける姿勢」が組織として不足していた。

原子力品質マネジメントシステムの充実

不適合管理プロセスの改善

■不適合管理が適切に行われ，また不適合の判断が限られた箇所で決定されること等がないよう，不適合管理プロセスを改善する。

◇不適合管理プロセスの改善
・発電所員に対し，不適合管理の必要性や基準についての教育を実施（7/29,30）。
・8 月から，すべての不具合情報について検討し処置を決定する「不適合判定検討会」の運用を開始。不適合情報を当社ホームページで公開開始（9/7）。

◇不適合管理体制の強化
・発電所内に不適合管理業務を専任で行う担当を設置（6/29）。

原子力部門の業務運営の仕組み強化（保守管理体制・品質保証体制の再構築）

■規制要求等の状況変化に速やかに対応し，適切にマネジメントできる仕組みを強化する。

◇規制要求等への対応プロセスの改善
・原子力部門の重要課題を統括する「原子力部門戦略会議」を設置（7/27）。8 月 24 日までに 4 回の会議を開催。
・外部からの規制要求に適切に対応するため，本社と発電所からなる「原子力安全情報検討会」を設置（7/30）。9 月 6 日までに 5 回の会合を実施。
・発電所の統括機能を強化し責任体制を明確にするため，保修部，品質保証部を設置(9/7)。

原子力安全文化醸成活動の推進

■経営における原子力の重要性や地域社会の視点からの安全文化の大切さを全社（関係会社・協力会社を含む）で醸成する活動を推進する。

◇原子力安全文化醸成活動の強化
・「原子力安全文化の日」（毎年 6 月 3 日）を制定し，社長メッセージを伝達（6/3）。
・「原子力強化プロジェクト」を設置（6/29）。
・社外有識者を中心に構成し，第三者視点から提言をいただく「原子力安全文化有識者会議」を設置（6/29），第 1 回会議を開催（8/1）。第 2 回会議を開催（9/12）。
・当社に寄せられたお客さまのご意見等をもとに職場話し合い研修を開始（7/23）。安全文化醸成のための研修会を開催（8/2）。

◇地元の方々との対話活動の充実
・発電所員による島根原子力発電所見学会への対応，地元定例訪問への参加を開始（見学会：7/8，定例訪問：7/12）。全戸訪問を実施（8/30～9/17 目途）

◇経営層との意見交換会
・島根原子力発電所で，発電所員と現状の課題について話し合いを実施。社長との意見交換会（8/23），副社長との意見交換会（8/27）を開催。
・全社を挙げて原子力安全文化醸成活動およびコンプライアンスを推進する観点から，全事業所を対象に役員による事業所訪問を開始（8/23）。

２．コンプライアンス推進施策の主な実施内容について

○コンプライアンス特別研修の実施

・当社の経営層，各事業所長およびグループ会社の経営層等（計約３１０名）を対象に，コンプライアンス特別研修を実施（６月）。

島根原子力発電所の点検不備も踏まえ，会長から「コンプライアンス最優先」の経営を推進していくうえで特に留意すべきこと等についての訓示を行い，その後，社外講師による講演を実施。

（演題）「コンプライアンス最優先の経営・組織運営を実践するために」

（講師）小宮一慶氏（株式会社小宮コンサルタンツ代表取締役）

・本研修の内容について，ビデオ教材として動画配信システムにより社内公開するとともに，グループ会社にはＤＶＤを貸出し（７月～）。また，社内報８月号にも内容を掲載。

○「職場実態・社員意識調査」の実施

・島根原子力発電所点検不備への対応状況等を踏まえ延期していた調査を実施（７月下旬～８月）。

・意識と行動のギャップ，職場に潜むコンプライアンス上の不安等を認識できるよう質問項目やレポート内容の全面的に見直しを行っており，これにより各職場が「責任ある業務遂行」に向けて，話し合いを実施する予定（９月～）。

○所属長による自己点検の実施

・重点的に確認すべき事項（２０項目）を全社共通項目とし，これに事業本部項目，事業所における独自項目を必要に応じ追加する形で実施中（８月～９月）。

・制度の趣旨を踏まえ，できていると言えない項目には率直に回答するよう指示するとともに，全社的な対応を提言しやすいよう選択式で回答する様式とした。

○役員による事業所訪問

・島根原子力発電所の点検不備を踏まえ，全社を挙げて原子力安全文化醸成に取り組むとともに，コンプライアンスを推進する観点から，全事業所を対象とした事業所訪問を８月から実施中。点検不備の概要説明，役員訓話や意見交換等を行う（９月中旬までに鳥取県・島根県の１７事業所で実施，１１月までに全事業所を訪問予定）。

○ｅラーニングの実施

・不適切事案に繋がる重大な分岐点に気付かせるという観点から，自分たちの仕事における不適切な慣行や慣例を再点検するための気付きを得る内容の「ｅラーニング」を９月から導入し，各職場の状況・ニーズ等に合わせて活用できる選択研修として実施中（グループ会社社員も受講可）。

○個人情報保護研修の実施

・社内および委託先での個人情報の取扱いについての事例を題材とした話し合い研修を実施中（７月～１１月）。

○エネルギアグループ企業倫理連絡会議の開催

・グループ企業各社の部長クラスが出席し，島根原子力発電所の点検不備等当社における事案について説明するとともに，グループ各社における不適切事案やコンプライアンス推進の主な取り組み状況について情報交換（７月）。

○品質管理担当者連絡会の開催（６月，７月）

・平成１８年の発電設備総点検において，法定の届出・検査の対象とは通常ならない工事を点検の対象外としたことにより，水島発電所における溶接事業者検査未実施の事案を確認できなかったことを踏まえ，他部門においても同様のものがないか水平展開し，各部門で同様の取扱いのないことを確認した。

・平成２１年８月に柳井市から当社発電所へ屋外広告物の表示・設置に係る調査依頼があったことを発端とし，全社的な対応の必要性について検討を進めてきた結果，全社的な調査を行うこととし，現在，県や市への確認作業を含め，建築基準法にもとづく手続きが適切に行われているかどうかを確認中。

○コンプライアンス教育担当者連絡会の開催（９月）

・各事業本部・部門の教育担当箇所のマネージャー等を構成員とするコンプライアンス教育担当者連絡会を開催し，三隅発電所事案における問題点の教育への反映や各主管箇所の研修事例等に関する情報共有，意見交換を実施する予定。

○設備保安に関する部門横断的な課題への対応

・三隅発電所，水島発電所における事案の根本的な原因(※1)が，現在，全社重点課題(※2)として取り組んでいる４つの課題に係るものであったこと等を踏まえ，設備主管部門の部長クラスからなる「設備保安検討会議」を設置し（７月），設備保安に関する部門横断的な課題への対応を図ることとした。現在，全社重点課題に対する充実・強化策を検討中。

(※1)三隅・水島発電所での事案の根本原因は，「業務管理に対する意識の不足」，「ルール等に関する知識不足」，「所内ルール等の不足」。

(※2)４つの全社重点課題：①業務の重要性や責任に対する意識の低さ，②社内ルール等に関する知識不足，③業務実態に合わない社内ルールの存在，④品質管理面でのチェックが不十分

・